地域のリサイクル活動

『集団回収』に参加してみませんか？

ひと、つながる。
墨田区

集団回収の手引き

【令和８年１０月】

集団回収とは・・・・・・・・・・・・Ｐ１

集団回収を始めるには・・・・・Ｐ２～３

集団回収の活動が始まったら・・・・Ｐ４

報奨金の算定と支払時期
支援物品の支給について　・・・・・Ｐ５

【記入例】

集団回収団体登録申請書・・・・・・Ｐ６

支払金口座振替依頼書・・・・・・・Ｐ７

集団回収団体代表者変更届・・・・・Ｐ８

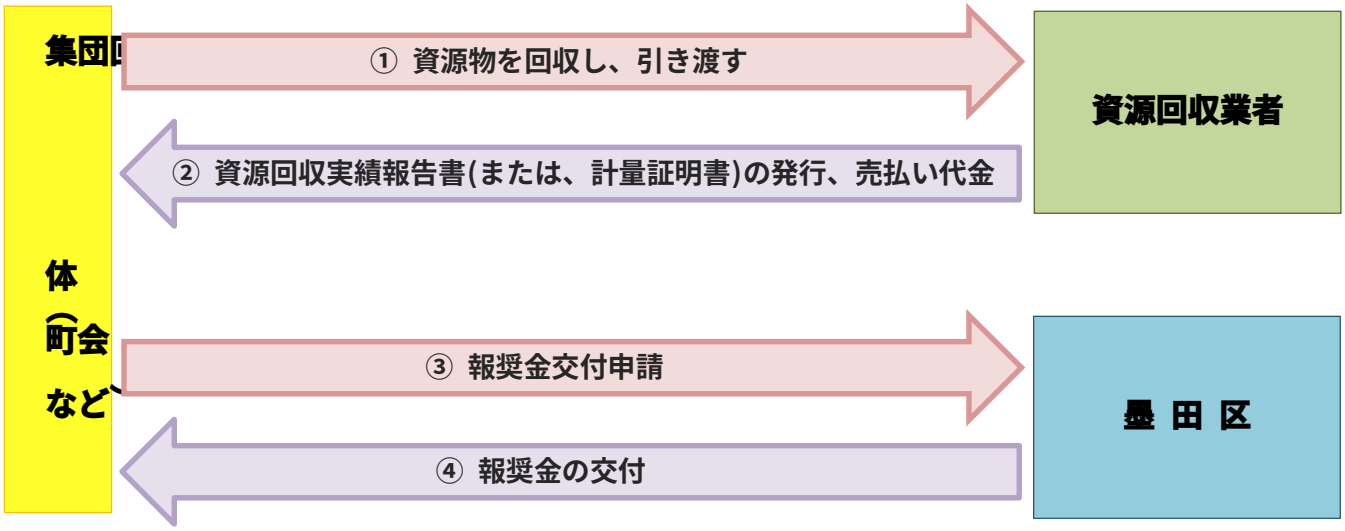


● 集団回収とは

家庭から出される新聞等の古紙類、布類、空き缶、空きびんなどは、再利用ができる大切な資源です。集団回収とは、町会・自治会、子ども会、婦人会や管理組合など、地域の人たちが協力し合い、家庭から出る資源物を集めて、回収業者に直接引き渡し、資源の再利用を図る自主的なリサイクル活動です。

墨田区では、資源回収団体として登録していただいた団体に対して、回収量に応じた報奨金や支援物品を支給するなどの側面的な支援を行っています。

・集団回収の流れ



● 墨田区の支援

1　報奨金の支給【年２回】

回収量の１ｋｇあたり、７円の報奨金を支給します。また、年間の回収量に応じて加算金（5,000 円～30,000 円）も支給します。

2　支援物品の支給【年１回】

軍手、紙ひも、表示旗、回収用コンテナ・ネットなどを支給します。

● 対象となる資源物（品目）

① 古紙類（新聞、雑誌、段ボール、牛乳(紙)パック、雑紙）　② 古布　③ アルミ缶
④ びん類（ビールびん、一升びんなどの繰り返し使用できるリターナブルびん）

※ 家庭から排出される資源物に限ります。

● 集団回収を始めるには

1　集団回収を行うグループを作りましょう。

町会・自治会、子ども会、婦人会や集合住宅などの管理組合、ご近所同士などで、１０世帯以上のグループ（**集団回収団体**）を作りましょう。

2　集団回収団体の皆さんで、実施方法を話し合いましょう。

目的、役割分担、回収頻度（日時）、回収場所、回収する資源物（品目）、回収方法、周知方法を話し合いましょう。

3　資源回収業者を選びましょう。

回収する資源物（品目）の回収が可能な資源回収業者を選びましょう。
資源回収業者は、区内業者・区外業者どちらを選んでも構いません。

墨田区内の資源回収業者をお探しの場合は、こちらにご相談ください。

墨田リサイクル事業協同組合	R団連（りだんれん）すみだリサイクル協同組合
☎：03-3613-6022	☎：03-3613-6481

【資源回収業者を選ぶポイント】

お近くの資源回収業者を選ぶことで、連絡や調整などの早期対応ができ、集団回収を上手に進めることができます。

4　資源回収業者と打ち合わせをしましょう。

資源回収業者を選んでから、回収頻度（日時）、回収場所、回収する資源物（品目）、回収方法等を相談しましょう。

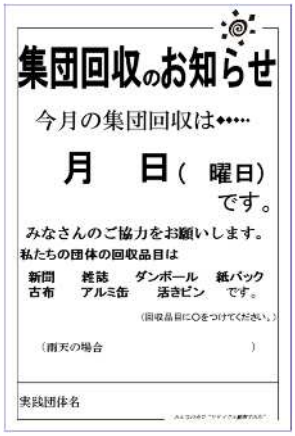
回収業者によっては、回収対応ができない資源物がありますので、よく確認をしてください。

5　集団回収団体の皆さんに集団回収の方法を周知しましょう。

資源回収業者との打ち合わせが終わり、実施日などが決まりましたら、集団回収団体の皆さんに回覧やポスターなどで周知をしましょう。

ポスターについては、右のような簡単なものをすみだ清掃事務所でお渡しをしていますので、必要な方は取りに来てください。

- すみだ清掃事務所分室：墨田区東向島 5-9-11
- すみだ清掃事務所本署：墨田区業平 5-6-2


集団回収のお知らせ
今月の集団回収は・・・・
月　日（　曜日）
です。
みなさんのご協力をお願いします。
私たちの団体の回収品目は
新聞　雑誌　ダンボール　紙パック
古布　アルミ缶　活きビン　です。
（回収品目に○をつけてください。）
（雨天の場合　　）
実践団体名

6　集団回収団体の口座を開設しましょう。

資源回収業者や回収方法などが決まりましたら、集団回収報奨金の交付を受けるための口座を開設しましょう。

開設する口座の名義には、集団回収団体の名称を使用してください

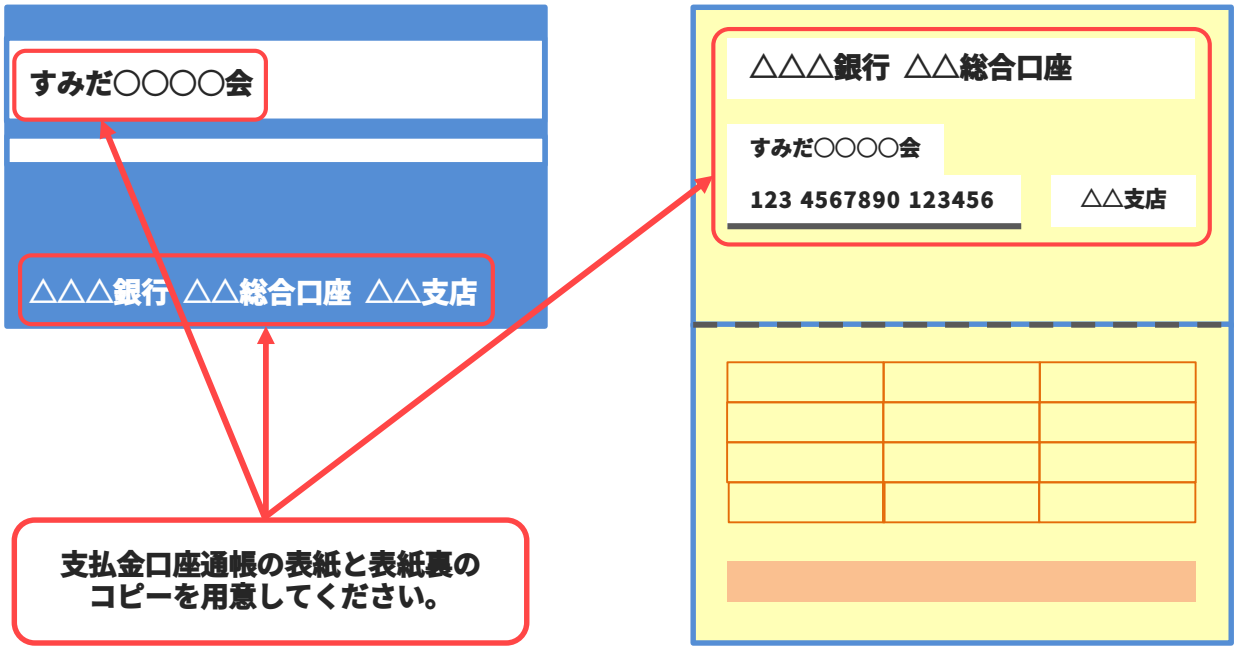
7　すみだ清掃事務所へ集団回収団体の登録手続きをしましょう。

集団回収団体登録申請書（６ページ「記入例１」参照）、支払金口座振替依頼書（７ページ「記入例２」参照）を作成し、すみだ清掃事務所分室に提出しましょう。

集団回収団体登録申請書及び支払金口座振替依頼書は、すみだ清掃事務所分室にあります。また、区のホームページからもダウンロードできます。

なお、支払金口座振替依頼書に記入された依頼者、口座名義、口座番号などに間違いがあると報奨金の支払いができません。間違いがないことを確認するため、金融機関名、支店名、口座名義、口座番号が記載された通帳などの写しを添付してください。

例：支払口座通帳の表紙と表紙裏のコピー



8　区から集団回収団体登録証を発行します。

集団回収団体の登録手続きの完了後、集団回収団体登録証を発行します。

発行された登録証は、代表者の方が責任を持って保管してください。

※ 申請から登録証発行までには、数日かかる場合もございます。

● 集団回収の活動が始まったら

1　回収日ごとに、資源回収業者に資源を引き渡します。

集団回収団体として決めた内容に基づき、各家庭から資源物を回収場所に持ち寄ってもらいます。

資源回収業者への引渡しは、回収日当日に行ってください。

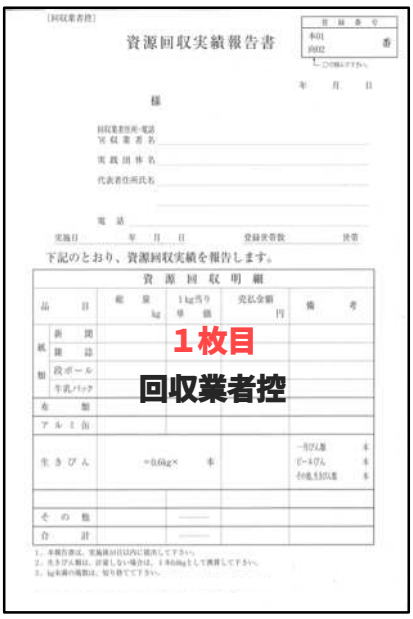
2　区に資源回収実績報告書を提出します。（毎月）

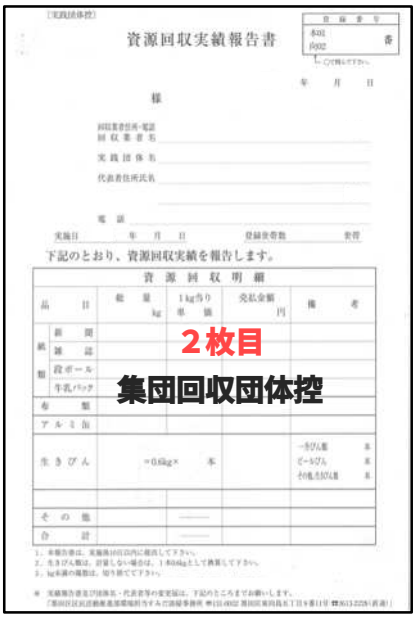
集団回収の実施後１０日以内に、持参または郵送などにより、すみだ清掃事務所分室に資源回収実績報告書をご提出ください。

資源回収実績報告書は、区が集団回収団体に報奨金をお支払いする根拠となる資料です。資源回収実績報告書の提出が遅れると、報奨金が支払えなくなることがありますので、ご注意ください。

資源回収実績報告書（３枚複写）

３枚目（文字色：緑）を区に提出してください。







3　代表者の変更など、登録内容に変更があった場合

代表者の氏名・住所、口座名義の変更など、集団回収団体の登録内容に変更が生じた場合は、**集団回収団体代表者等変更届**（８ページ「記入例３」参照）の提出が必要になります。（口座名義を変更する場合は、支払金口座振替依頼書もご提出ください。）

集団回収団体体表者等変更届は、すみだ清掃事務所分室にあります。また、区のホームページからもダウンロードできます。

● 報奨金額および報奨金の算定と支払時期・支援物品の支給について

1　報奨金額

交付金額は１kg あたり７円となります。また、１年間の総回収量に応じて、下記の加算金を交付いたします。

回収量	金額
16,000 キログラム以上	30,000 円
10,000 キログラム以上 16,000 キログラム未満	20,000 円
5,000 キログラム以上 10,000 キログラム未満	15,000 円
2,000 キログラム以上　5,000 キログラム未満	10,000 円
600 キログラム以上　2,000 キログラム未満	5,000 円

例）１年間で 5,000kg 回収した場合の交付金額

⇒【報奨金】5,000kg×７円＝35,000 円　【加算金】15,000 円　【合計】50,000 円

2　報奨金の算定と支払時期

報奨金は、年２回（前期・後期）、加算金は年１回（後期）にお支払いします。

ご提出いただきました資源回収実績報告書に基づき、報奨金額を算定し、報奨金の申請書類を各集団回収団体へ発送いたします。

下表の資源回収実績報告書の提出締切日（前期：７月 25 日／後期：１月 25 日）までにご提出いただいた集団回収団体に、報奨金の申請書類を送付しています。

資源回収実績報告書は、集団回収の実施後１０日以内にご提出いただくこととしておりますので、資源回収実績報告書の提出締切のご案内はしておりません。

なお、資源回収実績報告書および報奨金申請書類の提出が遅れますと、お支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

【表】

	前期分 （１～６月分）	後期分 （７～１２月分）
資源回収実績報告書提出締切	７月 25 日	１月 25 日
集　　計	７月 26～31 日	１月 26～31 日
報奨金申請書類の発送（ 区 ⇒ 団体 ）	８月上旬	２月上旬
報奨金申請書類の提出（ 団体 ⇒ 区 ）	８月中旬	２月中旬
報奨金の決定・支払い	９月末頃	３月末頃

3　支援物品の支給

支援物品は、年１回支給します。

各集団回収団体に、通知と合わせて、手続きに必要な申請書類を送付いたします。

記入例1

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

集団回収団体登録申請書

墨田区長 様

資源の有効利用を図り、リサイクルを推進しますので、下記のとおり集団回収団体の登録を申請します。

記

1 団体名	(フリガナ)	スミダ〇〇〇〇カイ
	名称	すみだ〇〇〇〇会
2 代表者住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 墨田区 〇〇〇 〇 丁目 〇〇 番 〇〇 号	
3 代表者氏名	(フリガナ)	カイチョウ スミダ タロウ
	肩書き・氏名	会長 墨田 太郎
4 代表者連絡先	〇〇ー〇〇〇〇ー〇〇〇〇	
5 担当者住所	〒 △△△ - △△△△ 墨田区 △△△ △ 丁目 △△ 番 △△ 号	
6 担当者氏名	(フリガナ)	ヒガシムコウジマ イチロウ
	氏名	東向島 一郎
7 担当者連絡先	△△ー△△△△ー△△△△	
8 団体世帯数	◇◇ 世帯	
9 取扱品目	(1) 新聞 (2) 雑誌 (3) 段ボール (4) 牛乳パック (5) 古布類 (6) アルミ缶 (7) 活きびん	
	※該当する品目を〇で囲んでください。	
10 実施回数	月 2 回	
11 実施日	第 2・4 火 曜日または、毎月 日	
12 雨天の対応	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
13 集荷場所	◇ 箇所	
14 保管場所	◇ 箇所	保管場所の種類
15 取引業者	(フリガナ)	リサイクルシゲンカイシュウギョウシャ
	業者名	リサイクル資源回収業者
	住所	◇◇◇区◇◇◇ ◇丁目 ◇◇番 ◇◇号
	連絡先	◇◇-◇◇◇◇-◇◇◇◇

「肩書き」も記入してください。

※地域の町会・自治会・子ども会等で集団回収を行っている場合は、その団体と話し合い、実施日や集荷場所などについて、調整をしてください。

記入例2

登録番号	本　・　向	第　　号

団 体 名

代表者名

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

支払金口座振替依頼書

墨田区長　様

「肩書き」も記入してください。

住 所　墨田区〇〇〇　〇丁目　〇〇番　〇〇号

依頼人

氏 名　すみだ〇〇〇〇会　会長　墨田　太郎

集団回収団体報奨金について、下記の口座にお振込みください。

記

該当する項目を選択してください。

振込先金融機関	銀　行 / 〇〇〇〇〇　信用金庫　〇〇〇〇〇〇〇〇　支店 / 信用組合
預金種別	普　通　・　当　座　（〇で囲む）
口座番号	◇◇◇◇◇◇◇
フリガナ	スミダ〇〇〇〇カイ
口座名義人	すみだ〇〇〇〇会

≪ 合わせて、支払口座通帳の表紙と表紙裏のコピーをご提出ください。 ≫

支払金口座振替依頼書に記入された依頼者、口座名義、口座番号などに間違いがあると報奨金の支払いができません。間違いのないことを確認するため、金融機関名、支店名、口座名義、口座番号が記載された通帳等の写しを添付してください。（例：支払口座通帳の表紙と表紙裏のコピー）

記入例3

登録番号	本　・　向	第　　号

「集団回収団体登録証」を、ご確認ください。

集 団 回 収 団 体 代 表 者 等 変 更 届

年　　月　　日

墨田区長　様

変更の申請は、現任者の氏名で申請してください。

団　体　名	すみだ○○○○会
代表者住所	墨田区△△△　△丁目　△△番　△△号
（現任）氏名	会長　東向島　一郎
電　　話	△△－△△△△－△△△△

※新任者の記入例です。

≪口座名義に変更がある場合≫

本書と、支払金口座振替依頼書（7ページ・記入例2参照）を作成し、ご提出ください。

このことについて、下記のとおり変更したいので、届け出ます。

記

該当する項目に、○をしてください。

変更事項（該当する事項に○をしてください）		団体名	団体代表者及び担当者等	住所
変更内容		（フリガナ） 氏名		住所
	新	カイチョウ ヒカ゛シムコウシ゛マ　イチロウ 会長　東向島　一郎		墨田区△△△　△丁目　△△番　△△号 電話　△△　（　△△△△　）　△△△△
	旧	カイチョウ　スミダ゛　タロウ 会長　墨田　太郎		墨田区○○○　○丁目　○○番　○○号 電話　○○　（　○○○○　）　○○○○
変更理由		□□□□□□□□□□□□□□□のため。		
変更年月日		◇◇　年　◇◇　月　◇◇　日		

新旧代表者の氏名、住所、電話番号を記入してください。

Reduce

Reuse

Recycle

【お問い合わせ先】

すみだ清掃事務所分室

〒131-0032

墨田区東向島５－９－１１　　TEL：03-3613-2228